

## 第62号議案

令和2年度における都市計画税の税率の特例に関する条例の制定について

令和2年度における都市計画税の税率の特例に関する条例を次のように定めるものとする。

令和2年6月10日提出

豊川市長 竹本幸夫

### 令和2年度における都市計画税の税率の特例に関する条例

#### (目的)

第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響を受けている納税者の負担の軽減を図るための措置として、令和2年度分の都市計画税の税率の特例を定めることにより、市民生活の支援及び地域経済の活性化を図り、もって将来の地域経済の発展に資することを目的とする。

#### (都市計画税の税率の特例)

第2条 令和2年度分の都市計画税の税率は、豊川市市税条例（昭和25年豊川市条例第14号）第135条の規定にかかわらず、100分の0.2とする。

#### 附 則

この条例は、令和2年10月1日までの間において規則で定める日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

## 理 由

この案を提出するのは、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けている納税者の負担の軽減を図るための措置として、令和2年度分の都市計画税の税率の特例を定めることにより、市民生活の支援及び地域経済の活性化を図り、もって将来の地域経済の発展に資するため必要があるからである。